

法 令 名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 平成31. 4. 26. 法 律 第 17 号
制度の趣旨	この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。 (法第1条)
規制等の内容	<u>特定農業用ため池※1</u>について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為※2で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(法第8条第1項) 1 土地改良事業の施行として行う場合 2 この法律の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合 3 非常災害のため必要な応急措置として行う場合 4 農林水産省令で定めるものを行う場合 ※1 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池で、県が指定したもの 制限行為で許可を要しない行為 (農林水産省令第9号施行規則第8条) 1 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為 2 土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削 3 河川法第8条に規定する河川工事の施行として行う行為 4 国又は県が砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為 5 国又は県が森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為 6 国又は県が地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為 7 県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為 ※2 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為 (政令第22号第2条) 1 当該特定農業用ため池に係る水底の掘削 2 当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更 3 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止
許可基準	知事は、法第8条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため池の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。(法第8条第2項) 国又は地方公共団体が法第8条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。(法第8条第3項) 法第7条第1項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について法第8条第1項の許可を受けなければならない行為をしている者は、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。(法第8条第4項)
許可手続	法第8条 <pre> graph LR A[事業主(行為者) 許可申請書] -- 申請 --> B[東部農林水産局 総合県民局] B -- 許可 --> A </pre>
照 会 先	農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課 (088-621-2442)